

パーソントリップ調査

いよいよ始まります！(10月10日)



郡山都市圏
 郡山 市 村 町 村 村 町
 須賀川 市 町 村 村 町
 田村 玉 宮 沢 石 栄 川 春 野
 大本 白 鏡 天 玉 三 小

私たちのまちを、もっと住みやすくするために、都市の交通問題を解決していくことは、日常生活と関連の深い、とても重要なことです。交通問題を解決へ向けた計画づくりをするためには、都市の交通の実態を詳しく調べる必要があります。そのため、10月10日より「パーソントリップ調査」を実施いたします。

その後、この調査結果にもとづいて、平成19・20年度に、総合都市交通計画を策定いたします。

調査の対象は？

パーソントリップ調査は、住民のみならず全員について調査するものではありません。住民基本台帳をもとに、コンピュータで無作為に選ばれた世帯を対象とするものです。今回の調査では十世帯に一世帯の割合で対象となるご家庭を選びました。

調査の方法は？

対象となりましたご家庭には、調査をお願いする文書を郵送いたします。その後、調査開始前(10月初旬)に、調査員がご家庭を訪問し、記入の説明と調査票を配布します。調査員が指定した調査日の移動について、調査票にご記入ください。後日調査員が回収のために訪問いたします。

調査の内容は？

パーソントリップ調査には、二種類の調査票があります。一つは、みなさまの1日の動きを記入していただく「本体調査票」、もう一つはみなさまのまちづくりに対する考えなどをおうかがいする「付帯調査票」です。

「本体調査票」は、対象となりましたご家庭の5歳以上のみなさまにお答えいただくものです。「付帯調査票」は、本体調査票の対象となりましたご家庭のうち、半数のご家庭のみなさま(15歳以上の方)にご協力をお願いするものです。

調査実施の流れは？

- ◆ステップ1 調査対象となったご家庭に、調査のお願いの文書が郵送されます。
- ◆ステップ2 調査開始前(10月初旬)に、調査員が訪問し、調査票をお渡しします。
- ◆ステップ3 調査員が指定した調査日の1日の移動について、調査票に記入します。
- ◆ステップ4 調査票を回収するため、調査員がふたたび訪問します。

調査票の記入内容は？

二種類の調査票の記入内容は次の通りです。「本体調査票」には、調査対象となった方の勤務状況や自動車の所有状況などについて、はじめにご記入いただきます。

次に、調査対象となった方の1日の動きをご記入いただきます。例えば、左図のような動きを下図に示すような調査票にご記入いただけます。



＜調査票の見本＞

1つ目の目的地までの移動	1 移動した目的	表-2から選択→	番	5 1つ目の目的地までの交通手段を順にお答え下さい。	△交通手段の種類	回	その所要時間	○公共交通を利用した人はその駅名、停留所名
	2 出発した時刻	①午前 ②午後	時 分	はじめて	番	分		
	3 到着した時刻	①午前 ②午後	時 分	次に	番	分		
	4 到着した場所	①自宅 ②自宅以外	のとき	次に	番	分		
2つ目の目的地までの移動	△施設の種類の	表-1から選択→	番	次に	番	分		
	○施設の施設の所在地に記入は字名・丁目までで結構です)			次に	番	分		
	町 丁目 番 号 村 また、その施設の名称または近くの有名な建物・目標物など			次に	番	分		

個人情報の取り扱いについて

本調査では、調査対象となったみなさまの大切な個人情報を扱うこととなります。この重要性から、「個人情報管理マニュアル」を定め、調査員への教育や、データ管理、受け渡しについて厳正に管理してまいります。

調査員について

調査員は写真入りの身分証明書と腕章を常に身につけています。調査にご不明な点がある場合は、調査実施本部へご連絡ください。

お問い合わせ先

小野町役場 地域整備課 ☎ 72-6936
 福島県県中建設事務所 都市交通調査室 電話 024-924-4031
 郡山都市圏パーソントリップ調査実施本部 電話 0120-325-061
 ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/toshi/koriyamaPT/>

調査実施主体

郡山都市圏総合都市交通計画協議会
 (国土交通省・福島県・郡山都市圏の11市町村・商工団体・交通事業者など)